

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市総務局税務室資産税課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市固定資産家屋評価システム運用業務委託
- (2) 業 務 場 所 明石市役所 資産税課
- (3) 業 務 概 要 明石市固定資産家屋評価システム運用業務 1 式  
詳細については、別紙「明石市固定資産家屋評価システム運用業務委託調達仕様書」（以下、「調達仕様書という。」）を参照のこと。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から 2024 年 3 月 31 日まで
- (5) 見 積 限 度 額 13,636,363 円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 2010 年 4 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る固定資産家屋評価システム運用業務委託を元請として完了した業務実績を有すること。
- (3) 適正な業務責任者を配置できること（資格・専任性は求めません。）。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること。又は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターより ISMS 認定済み事業者として登録されていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

- (10) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

### 3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間

2020年8月4日（火）からダウンロード可能

- (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局税務室資産税課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5077）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

### 4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5104）により総務局税務室資産税課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2020年8月4日（火）から2020年8月18日（火）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2020年8月21日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

### 5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、6部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（表紙）（7部／様式6）

エ 参考業務費内訳書（本体）（7部／任意様式）

オ 企画提案書（7部／「企画提案書作成要領」参照）

カ 公共性（施策反映）評価提出書（7部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）を提出すること。

ク プライバシーマーク使用許可証またはISMS認証の写し

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを

使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2020年8月21日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2020年8月31日（月）午後5時（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所総務局税務室資産税課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5104）により明石市役所総務局税務室資産税課へ送信してください。

## 6 提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施します。

（1）実施日 2020年9月10日（木）

※時間、場所等の詳細は、一次審査における基準点を満たした者に別途連絡します。

（2）発表時間 60分

※40分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答とします。

（3）資料

当日配布資料は、追加提案の補足資料としてA4サイズ両面印刷1枚まで（7部）とします。また、提案説明の実施にあたり必要な機材は持参してください。

（4）説明内容

企画提案内容について、主に以下の事項について説明してください。

- ・企画提案の概要について
- ・提案者が本業務において特に重要と認識している事項の対応について
- ・追加提案事項について

（5）出席者

企画提案書の実施体制調書（様式12）に記載のある者のうち、参加申請者に所属する者とし、協力会社等に所属する者の出席は認めません。また、会場の都合上、出席人数は5人以内とします。

（6）説明者

本業務に携わる管理者（プロジェクトマネージャー）及び担当者とします。

質疑に応答する者は、適切に回答ができる者とします。

## 7 審査の方法

（1）審査

本業務に係る「企画提案書」、「参考見積書（本業務の見積費用）」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を基に審査します。審査は、企画提案書・提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）の内容点及び参考見積書の価格点を合計し、総合的に評価を行い、内容点と価格点の合計点の高い者を優先交渉権者とします。

なお、合計点が同一の場合は、内容点の高い者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定します。また、参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合は、無効とします。詳細は、審査基準を参照してください。

（2）審査方法

審査は、一次審査及び二次審査の二段階方式で行います。

① 一次審査

参加要件を満たした者を対象に、企画提案内容、機能要件及びその他提出書類並びに参考見積金額の評価を行います。

② 二次審査

一次審査における基準点を満たした者を対象に、家屋評価システムの安全・確実な移行、全体のコスト、効率的なシステム整備、職員負担の軽減などシステム全体の観点から、提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を含めて評価を行い、最終的な審査を行います。

(3) 審査基準

各提出物の内容及び提案説明の内容及び、以下の視点から評価する。

- ① 本業務に対する理解度及び事業に対する基本的な考え方
- ② 業務要件・システム要件充足度
- ③ データ移行の効率性・正確性及びリスクの低減が図れる具体的な方策
- ④ スケジュール・体制・要員の妥当性
- ⑤ 運用保守段階における運用保守の充足度、システムとしての保守性
- ⑥ 運用時における効率性・正確性及びリスクの低減が図れる具体的な方策
- ⑦ 付加価値提案があり、本市にとって有益であるか

(4) 審査結果の公表

審査結果は、審査終了後、速やかに明石市ホームページにて公表します。なお、審査結果についての異議申立て並びに問い合わせには一切応じません。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 無 部分払 有

※委託料の支払いについては、2021年度からとします。

11 契約の締結について

(1) 受託予定者

選定委員会において選定された提案者は、本業務委託契約の優先交渉権を得たものとし、本業務に係る受託予定者となります。受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結

時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市固定資産家屋評価システム運用業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の実証が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プ

ロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

#### 16 12月補正予算成立前準備行為

本プロポーザル方式については、令和2年度12月補正予算の成立を前提に行う12月補正予算成立前準備行為であり、本件議案が可決された場合には、受託予定者より本見積書を徴した上で契約を行うこととなります。(ただし、本見積書を徴する時点においても受託予定者がプロポーザル方式参加要件の全ての項目を満たしている必要があり、プロポーザル方式の参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下のプロポーザル方式参加要件を全て満たす者と契約を行うこととなります。)

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本プロポーザル方式等に要した全ての費用について明石市に請求することはできず、本プロポーザル方式参加者の負担となりますのでご注意ください。

#### 17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容(範囲)の契約を保証するものではありません。契約内容(範囲、仕様等)については、別途協議を行い、決定するものとします。
- (9) 提出された企画提案書等は、本業務以外の目的には使用しません。ただし、情報公開請求があったとき、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無償で使用することができるものとします。また、提出された企画提案書等は複製を作成する場合があります。